

# 地域共生施策の推進に係る会計年度任用職員（特定事務） 募集要項

## 1. 趣旨

地域と外国人住民との共生を推進するため、特に近年増加が著しい南アジアや東南アジアの国の文化・習慣や、市内の外国人住民の生活やコミュニティの実態に精通した方を、会計年度任用職員として配置し、市内における外国人の生活状況を踏まえた地域共生施策のさらなる推進を図るもの。

## 2. 募集人数

1名

※本採用は、2025年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行います。

予算が成立しない場合には、この募集に基づく採用を行わないことがあります。

## 3. 業務内容

- ・外国人住民の生活実態の調査・報告
- ・調査により明らかとなった課題に対する施策の企画・実施補助
- ・在住外国人への広報
- ・区役所窓口や地域での外国人対応支援
- ・地域における相互理解・交流の促進に関する企画調整・実施補助

## 4. 応募資格

- ・市内のミャンマー又はバングラデシュ出身の留学生等の生活やコミュニティの実態に精通していること
- ・ネイティブレベルのミャンマー語又はベンガル語能力を有すること
- ・ミャンマー又はバングラデシュの文化・習慣に通じていること
- ・日本語能力試験N3又はそれに相当する以上の日本語能力を有すること
- ・日本国籍を有しない場合、就労活動に制限がない在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者等）であるか、「技術・人文知識・国際業務」の取得要件を満たす方（大学・専門学校卒業（見込み）の方）又は、資格外活動の許可を得ていること（留学生、家族滞在等）
- ・Word、Excel、PowerPoint などを使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5. 任用期間

2025年4月14日から2026年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。

（4回まで最長5年度）

## 6. 勤務条件等

### （1）基本給

- ・週3日勤務の場合 月額：約156,800円（地域手当に相当する報酬含む、昇給なし）
- ・週4日勤務の場合 月額：約209,100円（地域手当に相当する報酬含む、昇給なし）
- ・週5日勤務の場合 月額：約261,400円（地域手当に相当する報酬含む、昇給なし）

(2) 諸手当等

- ・時間外勤務手当  
1時間あたり約1,670円に法定割増賃金率(1.25以上)を乗じた金額
- ・通勤手当(最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法)  
「定期券価額」または「1か月の所要勤務日数分の往復運賃」の額で最も低廉となるもの
- ・期末手当・勤勉手当  
週3日勤務の場合: 約72万円(初年度は約47万円)  
週4日勤務の場合: 約96万円(初年度は約63万円)  
週5日勤務の場合: 約120万円(初年度は約78万円)

(3) 勤務時間・日数

週3日～週5日、8:45 - 17:30 (12:00 - 13:00は昼休憩)  
※時間外(休日)勤務が発生する場合があります。

(4) 休日

勤務曜日を除く曜日、祝日(年20日)、年末年始(12/29～1/3)  
※勤務曜日は応相談

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇等)  
※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。  
例) 現在、神戸市役所で勤務していない場合

勤務日数・時間 (週当たり)	年次有給休暇
3日	5日
4日	7日
5日	10日

※ただし、勤務条件により異なる場合があります。

(6) 勤務地

神戸市地域協働局地域協働課(神戸市中央区加納町6-5-1)

(7) 福利厚生

健康保険(共済短期)、厚生年金、雇用保険、  
公務上又は通勤時の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対する補償等  
※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月(再度任用する場合も同様)

(9) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)を行う際に、「兼業従事届出書」の提出が必要になります。以下の場合には兼業が認められませんので留意してください。
  - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合  
(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など)
  - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
  - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

## 7. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

## 8. 問い合わせ・書類提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市地域協働局地域協働課

電話（078）322-6583（直通）

Email [chiikikyousei@city.kobe.lg.jp](mailto:chiikikyousei@city.kobe.lg.jp)

※平日 9:00～17:00 まで受付（12:00～13:00 を除く）

## 9. 申込方法

### ①提出書類

記入済みのエントリーシート（日本語。様式所定）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

### ②申込方法

Eメールにて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

Eメールの件名は「会計年度任用職員応募」としてください。

〈受付期間〉

**2025年2月18日（火）～2025年3月3日（月）17時受付まで有効**

## 10. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。